

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 8 年 1 月 28 日

横浜市契約事務受任者
総務局長 吉川 直友

1 契約の概要

横浜市庁舎サーバ室 UPS 装置バッテリー交換等業務委託

2 履行（納品）場所

横浜市庁舎（横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10）及び受託者社内

3 契約日

令和 7 年 11 月 12 日

4 履行日又は履行期間

令和 7 年 11 月 12 日から令和 8 年 2 月 27 日まで

5 契約金額

24,992,000 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

N E C ネットエスアイ株式会社 神奈川支店
(横浜市西区みなとみらい 2-3-5)

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市庁舎サーバ室に設置している UPS 装置のバッテリーは、性能低下が想定以上に進行しており、停電時に非常用発電機が給電するまでに必要な電源供給が行われない状況であったことから、緊急対応としてバッテリー交換の必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

必要な電源供給が行われない状況が判明したことから、早急かつトラブルなくバッテリー交換を行う必要があり、そのためには、バッテリーを迅速に調達し交換する必要があります。

また、運用しながら作業を行う必要があるため、影響範囲を正確に把握した上で、業務に支障を与えずに交換作業を行わなければなりません。

当該業者は横浜市庁舎サーバ室 UPS の運用保守業者で、サーバ室の機器構成を熟知し、かつ、バッテリーを迅速に調達し交換作業を行うことができる唯一の業者であることから契約相手として選定しました。

9 所管課

総務局管理課